

当日資料集

差別は許さない！名古屋城木造天守復元事業

～名古屋城バリアフリーの行方～

2023 年 **9 月 9 日(土)** 13:20～16:10

会 場 **ZOOM + ソーネホール**

名古屋市北区山田 2 丁目 11-62 大曽根住宅 1 棟 1F

ZOOM参加 申込フォーム

<https://forms.gle/XNDhmFAcTm9zP9iZ7>

※会場参加 50 名(先着順)



情報保障：手話通訳、要約筆記、ヒアリンググループ

6月3日名古屋市主催の名古屋城バリアフリー市民討論会が開催されました。その中で、私たちの仲間である車いす使用の男性が発言したところ、他の参加者から、障害者への差別用語を発し、「お前が我慢せい」など、バリアフリーとは、関係ない発言をあげせました。

しかも、名古屋市担当職員をはじめ、河村市長もいたにもかかわらず、誰も発言を止めることはありませんでした。討論会閉会のあいさつで、河村市長は、「熱いトークがあって、たいへんよかった」等、障害者差別が目前で起きたことを無視しました。

この名古屋城木造天守復元事業では、障害者の移動に関わるエレベーター未設置問題以外にも、事業の進め方や石垣の保全方法など、様々な問題が指摘されています。今ある問題とはどんなものなのか、たくさんの市民の方に知っていただき、どのような取り組みが必要かを共に考える機会とします。

プログラム

時 間	内 容
13:20～13:25	開会挨拶・趣旨説明 共同代表 斎藤縣三
13:25～14:10	講演「なにが本当なの?!名古屋城木造天守計画」 赤羽一郎氏（前名古屋市文化財調査委員会委員長・元愛知淑徳大学講師）
14:10～14:20	（休憩）
14:20～16:10	パネルディスカッション「名古屋城バリアフリーの行方」 斎藤縣三氏（実現する会共同代表・わっぱの会理事長） 櫻井義也氏（愛知さくら法律事務所弁護士） 赤羽一郎氏（前名古屋市文化財調査委員会委員長・元愛知淑徳大学講師） 進行 辻直哉氏（実現する会事務局長・愛知障害フォーラム事務局長）

会場:

ソーネおおぞね ソーネホール
〒462-8511
名古屋市北区山田2丁目11-62
大曽根住宅1棟1F



参加費無料

参加申込について:

申込いただいた方には、自動返信がとどきます。ご案内のメールが届かない場合は、迷惑メールに分類されていないか確認いただくか、ご入力いただいたメールアドレスに誤りがある場合があります。メールアドレスに間違いがあるかもしれないと思われましたら、再度お申込みください。

なお、会場でも先着順で50名がご参加いただくことも可能です。

会場での参加をご希望する方は直接会場にお越しください。

■お問合せ先

名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会(担当:佐々木、水野)
TEL:052-851-5240 FAX:052-851-5241
MAIL:aju_kurumaisu@aju-cil.com

I はじめに～木造天守計画はどこまで進んでいるのか。

① 木造天守計画の歩みと骨子

② 木造天守計画の課題

II 木造天守復元の現代的意味は何か。

① 天守の役割

② 名古屋城の国指定建造物

III 全国の天守の現状から見えるもの。

① 天守の種類

② 天守の活用

③ 天守とバリアフリー

IV “木造天守 vs エレベーター” を問う。

① 現天守の文化財的価値

② 現天守の先進性

V おわりに



日弁連人権救済申立について

2023.9.9 弁護士 櫻井 義也

人権救済申立とは

- ・日本弁護士連合会

弁護士法に基づき設立した法人。日本全国の弁護士及び弁護士法人が登録する強制加入団体。

- ・弁護士法第1条

「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」

人権救済申立とは

日弁連人権擁護委員会が、人権侵害の被害者や関係者の方々からの人権救済申立てを受け付け、申立事実および侵害事実を調査し、人権侵害又はそのおそれがあると認めるときは、人権侵害の除去、改善を目指し、人権侵犯者又はその監督機関等に対して、措置等を行う

人権救済申立とは

措置等＝侵害さえる人権又は権利若しくは利益の内容及び性質並びに侵害の態様、程度等を勘案して行う

相手方、その監督機関等に対し、日弁連の意見を伝え、被害者の救済、今後の人権侵害の防止等について

適切な対応を強く求めるとき 警告

適切な対応を求めるとき 勧告

適切な対応を要望するとき 要望

人権救済申立とは

最新の人権救済申立事件

- 2023年3月9日 [名古屋刑務所における精神障害者に対する処遇人権救済申立事件（勧告・要望）](#)
- 2023年2月27日 [指紋等のデータベースからの削除を求める人権救済申立事件（勧告）](#)
- 2022年10月24日 [名古屋城天守閣にエレベーターの設置を求める人権救済申立事件（要望）](#)
- 2022年10月13日 [少年事件の逮捕・裁判の実名報道に関する人権救済申立事件（勧告）](#)
- 2022年3月28日 [私企業ウェブサイトにおけるヘイトスピーチに関する人権救済申立事件（警告）](#)

本件措置に至る経緯

- 2019.1.7 人権救済申立
- 3.26 予備審査開始
- 5.28 本審査開始
- ～
 - ・バリアフリー建築の専門家、文化庁、国土交通省への照会
 - ・申立人、相手方（名古屋市）への照会
- 2022.10.19 人権擁護委員会調査報告書
- 2022.10.24 日弁連要望書

問題の所在

1 エレベーターを設置しないという「本件方針」の人権侵害性

現在エレベーターが設置されている天守閣について、再建される天守閣にそれが設置されないことにより、従前可能であった障がいのある人の昇降が困難であるところ、各法によって保護されている障がいのある人の権利利益を侵害するといえるのか

問題の所在

2 本件公募と本件方針との関係

- ・あたかもエレベーターを排除していないようにも読める
- ・本件公募は本件方針によるとされ、本件方針では、「バリアフリー新法に対応するエレベーターは設置できない」と明記

↓

本件公募は事実上エレベーターが採用されることは想定されない構造

↓

再建する名古屋城にエレベーターを設置しないことが人権侵害に該当する否か

措置(要望)の内容

現在の名古屋城天守閣にはエレベーターが設置されているが、再建する名古屋城天守閣にあえてエレベーターを設置しないということは、障がいのある人が平等に公共施設を利用し、天守閣を観覧したり、天守閣からの城下の眺望を享受したりすることにおいて差別されない権利・利益を侵害しており、現にエレベーターを利用して天守閣に昇降することが保障されていた障がいのある人を合理的な理由なく差別することになるから、

措置(要望)の内容

憲法第13条及び第14条第1項並びに障害者の権利に関する条約第5条第1項及び第2項、さらに、憲法第13条及び第14条第1項の趣旨を具現化した障害者基本法や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等に違反することになる。

したがって、再建する名古屋城の天守閣には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第18条第2項第5号の要件を満たす最上階までのエレベーターを設置するよう要望する。

違反するとした法令の内容

○憲法13条(幸福追求権)

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

○憲法14条1項(平等権)

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

違反するとした法令の内容

○障害者権利条約 5条

- 1 締約国は、全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。
- 2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害者に保障する。

違反するとした法令の内容

○障害者差別解消法7条1項

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

違反するとした法令の内容

○名古屋市障害者差別解消条例8条

市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、正当な理由によりやむを得ない場合を除き、障害を理由として次に掲げる取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(7) 不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

違反するとした法令の内容

○障害者基本法21条1項

国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設（車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。次項において同じ。）その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるように施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。

平等権、幸福追求権、差別禁止違反

- ・「復元」とされるが、不特定多数の公衆に開放され利用される公共施設であることに変わりはない
- ・そもそも歴史的建造物を再建する意義は、歴史的建造物を広く市民に認識してもらうことにより、個人の知的好奇心を充足させ、その者の人生を豊かにするのみならず、知の共有化により、わが国の文化財を後世に残すべき思いを市民が一つにできる点にある。
- ・したがって、障がいのある人等にも障壁なく利用できる施設であることが必要

平等権、幸福追求権、差別禁止違反

さらに、

代々の城主と同じ目線で天守閣から城下の景色を望みつつ、歴史上の出来事を思い返したり、城下の市井の生活を想像したりすること、大きな醍醐味がある

↓

その価値は、城という建物のみならず、天守閣という城下の眺めを含めてのものであるから、それを享受することにおいて障がいのある人が差別されるようなことはあってはならない

平等権、幸福追求権、差別禁止違反

ましてや、現存の名古屋城では、天守閣を昇降して歴史的建造物の意義を直接体験できるという利益を享受できている

本件建築は、公共施設の建替事業と解されるところ、エレベーターを設置しないのであれば、従前昇降できていた人等が立替後はできなくなり、不当な差別的取扱を受けることになる

平等権、幸福追求権、差別禁止違反

【名古屋市の主張について】

今後新たに考案・開発された昇降技術で代替できる

↓

しかし、

- ・現時点ではエレベーターに代わる安全性等を備えた昇降設備は見出せない
- ・エレベーターに変わる対策の実施と説明さえすれば配慮したことにはならない

平等権、幸福追求権、差別禁止違反

【名古屋市の主張について】

掛川城、大洲城、姫路城にエレベーターが設置されていないことが紹介

↓

- ・掛川城(1994)、大洲城(2004)は、権利条約批准、差別解消法制定前であり、参考にならない
- ・姫路城(2009～2015)も現存する国宝であり改変等に制限があり、参考にならない
- ・他方で、鉄筋ではあるが、大阪城、熊本城では最上階までのエレベーターが設置され、参考になる

バリアフリー新法との関係

施行令18条 = 移動等円滑化経路

→一定以上の大きさのエレベーターが必要（2項5号）

【市の主張】

建築基準法の適用除外認定を想定（3条1項4号、新法施行令4条）

←その場合でも、差別解消法等の差別禁止違反の問題がなくなるわけではない

バリアフリー新法との関係

- ・適用除外となっても、バリアフリー新法の要請を免れるものではない
- ・現代の社会的要請であるバリアフリーの要請等は免れず、文字通り史実に忠実な建築はそもそも不可能
- ・設置当初からの建物が保存されている文化財においても、エレベーター等の設備変更が行われている実例がある（札幌豊平館等）
- ・あえて障がいのある人の昇降を著しく困難にするエレベーターのない天守閣再現が必要とは到底考えられず、そのため、「原形の再現がやむを得ない」とはいえず、適用除外の認定は困難

まとめ

- ・名古屋城や公共施設で、観覧・眺望を享受する利益を奪うことは合理的理由のない差別に該当し、憲法、権利条約、障害者基本法、差別解消法、差別解消条例に違反する
- ・したがって、バリアフリー新法に適合するエレベーターを設置する必要がある

名古屋市差別解消条例 職員対応要領 ～はじめに～

...

日々の職務遂行にあたっては、この対応要領を遵守し、障害に対する理解と障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めるとともに、組織全体で差別の解消に取り組んでいかなければなりません。私たち市職員一人ひとりが、法の趣旨を理解し、差別のない社会の実現に向けた責務を担うという意識を持ち、率先して取り組みを進めることが、名古屋市における障害者差別の解消につながります。名古屋市が障害の有無にかかわらず、すべての人が暮らしやすいまちとなるように、法の趣旨の実現に向けて取り組んでいきましょう。

名古屋市長 河村たかし

平成 29 年 11 月 21 日

名古屋市長

河村 たかし様

愛知障害フォーラム（ADF）

代表 加賀 時男

（愛知県身体障害者福祉団体連合会会長）

〒466-0037

名古屋市昭和区恵方町 2-15

TEL 052-851-5240

FAX 052-851-5241

名古屋城木造復元天守におけるバリアフリーに関する公開質問状

日頃より、障害者福祉にご理解とご尽力いただき有り難うございます。

愛知障害フォーラム（ADF）は、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病などの障害種別や家族の団体、支援者など関係 27 団体が一緒になり、愛知県や県下の市町村での障害者施策の推進と、人権保障を推進することを目的に活動をする障害者団体です。さて、平成 29 年 11 月 16 日の中日新聞朝刊の一面で「名古屋城エレベーターなし」との報道記事（別紙 1）を目にしました。そして 11 月 17 日におこなわれた「第 6 回特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議天守閣部会」において木造復元天守におけるバリアフリーの検討が議題となり、エレベーターの設置について、「エレベーターは設置しない」、「ただし、代替案で車いす使用者等の合理的配慮を目指す」との考え方と「現時点では、エレベーターを設置せず、地層から 5 階の表階段にチェアリフトを設置する」（別紙）と方針が決定されました。

現在、国においてはバリアフリー法及び関連施策の見直しが図られ、また、名古屋市においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」制定の検討が進められている最中です。

このように共生社会の実現、互いの違いを認めあう多様性社会の実現が求められている中、「エレベーターを設置しない」という考え方は、あまりにも一方的で、弱い立場の意見を無視した、「人権侵害・差別」であり、到底、承服できるものではありません。

つきましては、次の質問に対し、率直かつ具体的にわかりやすく、お答えいただきたく、お願い申し上げます。

1. 忠実に復元し、木造建築技術を残すことを目的としているが、名古屋城は、公共の建築物であり、公共性は非常に高く重要なものであることから、全ての人が利用できることが最優先されなければならない。なぜに忠実に復元されることが優先されるのか、お示しいただきたい。このことにより利用できなくなってしまう人がいることは、どのように認識されているのか。

2. エレベーターは車いすユーザーだけでなく、高齢者やベビーカーを使用する人たち、大きな荷物を抱える旅行者などにとって、もっとも有効な移動手段である。「エレベーターを設置しない」ということが決められると、今後、上下移動にエレベーターを必要とする人たちの名古屋城観覧が困難になるが、「エレベーターを設置しない」という結論を出した理由を具体的に教えていただきたい。

3. 「代替案で車いす使用者等の合理的配慮を目指す」とありますが、「合理的配慮」の提供は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があってから始まることになる。

障害者が社会的障壁を除去するために望んでいるのは、「エレベーター」であり「チェアリフト」や「階段昇降機」といった代替案ではない。「エレベーターを設置しない」という結論を出すにあたって、障害者団体や車いすユーザーの意見を反映させず、方針を決定したのはなぜ故か。

4. 車いすにはいろいろなタイプがあり、車いすに座ることで、座位を保てるという人も少なくない。代替案で示されている「チェアリフト」や「階段昇降機」を使用する方は、どのような方を想定しているのか。

また、下記のような車いすを使用する人が、「チェアリフト」や「階段昇降機」を使用するのは不可能だが、が、このような人たちはどうやって、観覧をすればよいか。



5. 代替案で示されている、「チェアリフト」および「階段昇降機」について、どのように安全性について検証されたのか、資料及び議事録をお示しいただきたい。また、日本福祉大学健康科学部渡辺崇史教授（福祉工学専門）より、「結果として、合理的なのがエレベーターということになろうかと思う。」（別紙）という意見をいただいているが、名古屋市は、この意見にどう考えるのか。

6. 現在、天守閣に設置されているエレベーターの 1 日の利用者数や利用者の年代層別等の稼働状況を教えて頂きたい。

7. 昨年度、名古屋城への入場者数と障害者や高齢者等の入場料減免を受けた人の入場者数を教えてください。

8. 特別支援学校等の団体での天守閣観覧希望があった場合、どのような対応を想定しているかお示してください。

※以上の質問に対して、 11 月 30 日までに文書にてご回答いただきますようお願い致します。なお、この文書に関する質問等は、上記事務局（担当：近藤・木下）までお願い致します。

29観名管第139号
平成29年11月30日

愛知障害フォーラム（ADF）
代表 加賀 時男 様

名古屋市長 河村 たかし



名古屋城木造復元天守におけるバリアフリーに関する公開質問状について（回答）

日頃より、名古屋市政に対しご協力をいただき、ありがとうございます。

11月21日付にて提出されました、表題の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

本市のバリアフリーに関する考え方をお示しする前に、障がい者団体の皆さまのご意見を伺わなかったことにつきまして、申し訳なく思っております。本市におきましては、今後、天守閣木造復元にかかるバリアフリー対策を検討するチームを発足させ、全庁的に検討いたしますとともに、障がい者団体の皆さまのご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

記

1. 現在本市が進めている天守閣の木造復元は、史実に基づき忠実に復元することを基本方針としていますが、史実に忠実な復元のみを優先しているわけではありません。今回、本市としてチェアリフトや階段昇降機を導入する案を一つの例としてお示しましたが、現在、企業や学識者に技術開発をご相談しており、様々な方に喜んでもらえるものにしたいと考えています。今回いただいたご意見を踏まえ、今後検討を進めてまいりたいと考えています。
2. 現在本市が進めている天守閣の木造復元は、史実に基づき忠実に復元することを基本方針としていますが、現時点ではエレベーター以外の方法で合理的配慮を目指すことができないかと考えてきました。本市といたしましては、天守閣の木造復元につきましては様々な方に喜んでもらえるものにしたいと考えており、今回いただいたご意見を踏まえ、今後検討を進めてまいりたいと考えております。
3. 障がい者団体を始め様々な方と相談し、進めてまいりたいと考えておりました。名古屋城天守閣の整備に関して専門的な知見をもつ学識者の意見を聞き、チェアリフトや階段昇降機を導入する案を一つの例として示しましたが、今後障がい者団体の皆さまや市民のご意見を伺ってまいります。
4. 今回、一つの例として示しましたチェアリフトや階段昇降機は、車いす使用者、高齢者、足の不自由な方などの使用を想定したものです。一方で、現在、企業や学識者に技術開発をご相談しており、様々な方に喜んでもらえるものにしたいと考えています。バリアフリー対策につきましては、ご指摘を踏まえ、検討を進めてまいりたいと考えています。

5. 安全性に関する検証につきましては、今回、一つの例として示しましたチェアリフトや階段昇降機において実用例や使用実績がありますことから判断したものです。一方で、現在企業や学識者に技術開発をご相談しており、様々な方に喜んでもらえるものにしたいと考えています。また、日本福祉大学健康科学部の渡辺崇史教授からのご意見もお伺いし、検討を進めてまいりたいと考えています。
6. 現在の天守閣のエレベーター利用者数や年代別稼働状況につきましては、統計的に把握していません。
7. 平成28年度の名古屋城への入場者数は1,919,479名であり、市内高齢者の入場料減免での入場者数は47,425名であり、障がい者手帳をお示しいただいた入場者数は49,401名です。
8. 特別支援学校等の団体での観覧希望につきましては、天守閣への入場についてのルールを検討する中で、決めていくことになります。現時点では、例えば、事前にご連絡をいただき、安全に配慮した形で観覧していただくことなどを含めて検討する必要があると考えています。今後もさまざまなご意見をお伺いした上で、より観覧しやすい環境を作ってまいりたいと考えています。

以上

【担当者連絡先】

名古屋城総合事務所 主幹 中野 勝之
電 話 231-2488
FAX 201-3646

2018/5/30に定めた『木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針』では、「協議会を新たに設置し、障害者団体等当事者の意見を丁寧に聞くことにより、誰もが利用できる付加設備の開発を行う。

木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針

1. 基本的な考え方

- ・本事業は、歴史時代の建築物等の遺跡に基づき、当時の規模・構造等により再現する「歴史的建造物の復元」を行うものである。
- ・名古屋城天守閣は、法隆寺のころから始まった日本の木造建築のひとつの到達点、究極の木造建築とも言われ、豊富な歴史資料をもとに外観の再現に留まらない史実に忠実な完全な復元を行うことの選択を議会、行政における検討や市長選挙での市民の信託を得て推し進めることとしたものである。
- ・市民の皆さまの中には、「一旦は焼失しているので復元しても本物の天守閣ではない」との意見もあるが、名古屋城天守閣は城郭として国宝第一号であったものが、大戦中多くの市民の命とともに昭和20年5月14日に空襲で焼失してしまったものの、残された石垣には空襲による傷跡も残っており、焼失中の写真も残されている。

その上で、市民の精神的基柱であり、誇りである名古屋城の天守閣を、悲しい歴史的史実を経て、昭和実測図や金城温古録等、豊富な歴史資料に基づき、戦災で焼失する前の本物の姿に復元すると世界に主張するものである。

したがって、過去の天守閣と今回の木造復元の同一性について、歴史的な分断を感じさせない復元を成し遂げる事が、事業の価値を決定づける大きな要素となる。

- ・50～100年で再度「国宝」になることを目指す。
- ・ゆえに、史実に忠実な復元を確保した上で、まず、2022年の完成時期に、その先においても世界の模範とされるべき改善を重ね、観覧、体験、バリアフリー環境を整備するための付加設備とする。

2. 現天守閣の現状

- ・現天守閣は5階までエレベーターで上がれるが、内部は博物館施設であり、本来の木造天守閣の内観を観覧することはできない。また、展望については、1階の東側及び北側の一部と7階の展望室からに限られているが、7階へは階段でなければ行くことができないため、車いすの方は展望ができない状況である。

3. 内部エレベーター

- ・内部エレベーターについては、柱、梁を傷めないものとして、史実に忠実に復元する天守閣とするためには、乗員が4人程度、かご（乗用部分）の大きさが幅80cm、奥行き100cm程度となり、乗ることができる車いすも小型なものに限定され、よく使用されている幅65cm、長さ100cm程度（電動車いすは幅65cm、長さ105cm程度）のものは利用できない。したがって、バリアフリー法の建築物移動円滑化基準に対応するエレベーターは設置できない。

4. 外部エレベーター

- ・都市景観条例を定めて、すぐれた都市景観の形成を進めている中で、景観計画により名古屋城の眺望景観の保全を図ることとしている。
- ・その眺望の対象である天守閣の歴史的な外観を損なうことから、外部エレベーターは設置しない。

5. 基本方針

- ・史実に忠実に復元するためエレベーターを設置せず、新技術の開発などを通してバリアフリーに最善の努力をする。
- ・今回、木造復元に伴い、本来の天守閣の内部空間を観覧できるようにする。また、電動か否かによらず、車いすの方が見ることのできる眺望としては、現状1階フロアまでだが、様々な工夫により、可能な限り上層階まで昇ることができるよう目指し、現状よりも天守閣のすばらしさや眺望を楽しむことを保証する。
- ・例えば、昇降装置を有する特殊車両を応用し、外部から直接出入りすることや、ロボット技術を活用し、内部階段を昇降することなどが挙げられる。併せてVR技術を活用した体感施設の設置を行う。
- ・新技術の開発には、国内外から幅広く提案を募る。
- ・また、協議会を新たに設置し、障害者団体等当事者の意見を丁寧に聞くことにより、誰もが利用できる付加設備の開発を行う。
- ・姫路城や松本城など現存する木造天守にも転用可能な新技術の開発に努力する。
- ・再建後は元来の姿を見ることができるようになり、介助要員、補助具を配置することなどにより、今より、快適に観覧できるようにする。

人権救済申立書

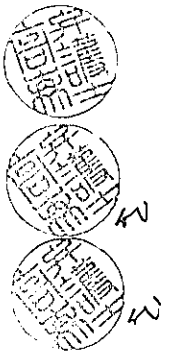
2019年1月7日

日本弁護士連合会人権擁護委員会 御中

申立人代理人弁護士 高 森 裕 司

同 濱 嶋 将 周

同 櫻 井 義 也



当 事 者 別紙当事者目録記載のとおり

第1 申立の趣旨

相手方に対し、名古屋城木造天守閣にエレベーターを設置しないとする方針を撤回せよとの警告を求める。

第2 申立の理由

1 申立事件の概要

- (1) 名古屋市中区本丸1番所在の特別史跡名古屋城跡は、相手方が管理する17世紀はじめに築城された尾張徳川家の居城跡である。戦災により焼失した天守閣は、1959年に鉄筋鉄骨コンクリート造にて再建されており、現天守閣には、外付けエレベーターが1基（定員11人）、内部エレベーターが2基（定員23人）設置されている。
- (2) 相手方は、現天守閣の設備老朽化や耐震性確保などを理由に名古屋城天守閣整備事業を行うことを決め、現在、これを史実を忠実に再現した木造とす

るとし、木造天守閣復元は2020年6月着工、2022年12月完成を予定し、総事業費は最大505億円としている。

そして、2018年5月30日、相手方は、「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」（資料1）を発表して名古屋城天守閣にエレベーターを設置しない方針を正式に示し、現在もこれを維持している（資料2～9）。

2 車いすを利用する身体障害者（自立歩行が困難な者すべてを含む。以下同じ。）に対する権利侵害

天守閣にエレベーターが設置されなかった場合、当然、車いすを利用する身体障害者は2階以上に昇ることはできない。

上記相手方のエレベーターを設置しない方針のまま事業が実施されれば、以下のとおり、車いす利用等を行う身体障害者の権利を侵害する。

(1) 障害者権利条約違反

障害者権利条約は、2008年に発効し、2014年批准により我が国においても効力を生ずることとなった。

ア 権利条約第5条は、「全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める」（第1項）、「障害に基づくあらゆる差別を禁止する」（第2項）としている。

エレベーターのない天守閣を建築することは、エレベーターなくして階層の昇降ができない障害者の利用を拒否しているのと同義であり、平等の保護及び利益を受ける権利を侵害し、障害に基づく差別にあたることが明らかである。

イ 権利条約第8条第1項は、締約国が、障害に関する社会全体の意識を向上させ並びに障害者の権利及び尊厳に対する尊重を育成することや、定型化された観念、偏見及び有害な慣行と戦うことを締約国に約束させてい

る。

エレベーターを設置しないという方針は、それ自体が「障害者なのだからできないことがあっても仕方ない」という障害者の権利制限が許容されるという誤った考えを助長させるものであり、権利条約第8条第1項が求める意識向上等の育成どころか、そのまったく逆の行為を行っているものである。

ウ 権利条約第9条第1項は、締約国に対して、建物等の公衆に解放され又は提供される施設を利用する機会を有することを確保するための適当な措置を取ることを求めている。

相手方の方針及びその実施は、天守閣という公衆に解放され提供される建物を利用する機会を確保することをしていない。

エ 以上のとおり、相手方の方針及びその実施は、障害者権利条約の上記各条項に違反する。

(2) 障害者差別解消法違反

ア 障害者権利条約の採択を受け、我が国においてその批准に向けた法整備が進められていった。2011年施行の改正障害者基本法は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている（第1条）。

そして、全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること（第3条第1項）、何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこと（第4条第1項）などが

定められている。

イ これを受けて2016年に施行された障害者差別解消法は、障害を理由とする差別の解消を推進して共生社会を実現することを目的としている（第1条）。そして、同法第7条第1項は、行政機関等が、その事務又は事業を行うにあたり不当な差別的取扱いをすることにより障害者の権利利益を侵害することを禁じている。

天守閣にエレベーターが設置されなかった場合、車いすを利用する身体障害者は2階以上に昇ることはできない。したがって、そのような建築物を建てることは、障害者によるその利用を拒否していることに他ならず、相手方の方針の実施が障害者の権利利益を侵害する差別にあたることは明らかである。

したがって、相手方の方針及びその実施は、障害者差別解消法第7条第1項に違反する。

3 名古屋市が示す代替案について

(1) 相手方は、上記「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」において、エレベーターを設置しない一方、「新技術の開発などを通してバリアフリーに最善の努力をする」としたうえ、仮想現実・分身ロボット、フォークリフト・高所作業車、人工筋肉などの12の代替案を示している（資料3）。

しかし、これらいずれかの案が実際に実現する保証は何らない。しかも、相手方によれば、これら代替案は公募形式の技術コンペによって実現することであるが、その募集期間は2019年の1年間しかなく（資料9）、その間に、これまで実現できなかった新技術による他の昇降方法が突然実現するとは到底考えられない。

結局のところ、現状決まっているのは「エレベーターがなく車いすを利用する身体障害者が利用できない施設を作ること」だけであり、そのような施設を作ることが差別にあたることは明らかである。

(2) 上記方針において、相手方は、現天守閣に設置されているエレベーターが5階までしかなく、展望室のある7階へは階段でなければ行くことができないことから、「車いすの方は展望ができない状況である」として、あたかも新天守閣のほうがバリアフリーにおいて優れているかのような演出をしている。

しかし、天守閣の利用は眺望を楽しむという点だけでなく、その内覧を楽しむことも当然に含まれている。車いすを利用する身体障害者は、これまで5階までは利用できていたにもかかわらず、エレベーターのない新天守閣が作られれば1階以外の利用はできないこととなり、新天守閣が車いすを利用する身体障害者の権利をより制限することとなるのは明らかである。現状よりもさらに後退する施設の再建が許されていいはずがない。

第3 結語

名古屋城は、名古屋市のシンボルとしてこれまで市県民に愛され、市県民や観光客などがその天守閣を利用して楽しんできた施設である。

これがエレベーターのない形で再建されれば、車いすを利用する多数の身体障害者はその施設を利用する権利を奪われることになる。

障害者権利条約は、いわゆる社会モデルの考えに立脚し、「障害が発展する概念であることを認め、また、障害者が、機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加すること妨げる得るものによって生ずることを認め」としている（前文(e)）。相手方の事業計画及びその実施は、上記のとおり障害者がその施設を利用するという権利を奪うのみならず、エレベーターを設置しないという方針を決定するという態度自体が、「障害者なのだからできないことがあっても仕方ない」という誤った考えを助長し、障害者はいつまでも十分な権利を享受できない障害者たる地位に置かれ続けることとな

り、権利条約及びこれに基づく国内各法が目指す社会的障壁の除去による共生社会の実現は遠のいていくことになりかねない。障害者権利条約は世界177か国が批准する、障害者の権利を考えるうえでの国際的スタンダードであり、我が国においても、不十分ながらもこれに適合すべく国内法が整備されてきた。本方針及びその実施によりエレベーターのない天守閣を建築することは、共生社会の実現を目指す世界の潮流に反した有害なシンボルを建てるものでしかない。

よって、申立の趣旨記載の警告をしていただきたく、本申立に及んだ。

以 上

添付資料

- 資料 1 2018 年 5 月 30 日河村市長記者発表
「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」
- 資料 2 名古屋城公式ウェブサイト（資料 1 が名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所作成の公式ホームページに掲載されていること）
- 資料 3 2018 年 5 月 30 日河村市長記者会見で配布された代替 1 2 案（「L 他，国際コンペ」は河村市長の手書き）
- 資料 4 2018 年 5 月 31 日中日新聞記事 2 枚（2018 年 5 月 30 日河村市長記者会見に関する新聞記事）
- 資料 5 2018 年 6 月 8 日中日新聞，朝日新聞記事 2 枚（障害者団体との意見交換の新聞記事）
- 資料 6 2018 年 8 月 23 日朝日新聞記事 1 枚（河村市長インタビュー記事）
- 資料 7 2018 年 10 月 3 日朝日新聞記事 1 枚（愛知県障害者施策審議会が名古屋市のエレベーター不設置方針に対し再検討を要望した際の名古屋市の担当者の説明）
- 資料 8 2018 年 10 月 17 日朝日新聞記事 1 枚（河村市長記者会見）
- 資料 9 「木造天守閣の昇降にかかる公募の検討状況」（2018 年 11 月 15 日 特別史跡名古屋城跡バリアフリー説明会第 2 回配付資料）

【別紙】

当 事 者 目 録

[申立人]

〒466-0037 名古屋市昭和区恵方町2-15 AJU車いすセンター内

電 話 052-851-5240

FAX 052-851-5241

申立人 名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会

共同代表 近 藤 佑 次

共同代表 齋 藤 縣 三

〒468-0011 名古屋市天白区平針2-808 ガーデンハイツ平針

弁護士法人名古屋南部法律事務所平針事務所 (送達場所)

電 話 052-804-1251

FAX 052-804-1265

申立人代理人 弁 護 士 高 森 裕 司

〒458-0004 名古屋市緑区乗鞍2-601-13 ヴェルデ徳重1階

緑オリーブ法律事務所

電 話 052-838-8795

FAX 052-838-8796

申立人代理人 弁 護 士 濱 島 将 周

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-19-1 ライオンビル6階

愛知さくら法律事務所

電 話 052-951-7326

FAX 052-951-7278

申立人代理人 弁 護 士 櫻 井 義 也

[相手方]

〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1

電 話 052-961-1111 (代表)

相手方 名 古 屋 市

代表者市長 河 村 た か し

2022 年 11 月 1 日

名古屋市長
河村たかし 様

名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会
共同代表 斎藤縣三
小川直人

**名古屋城エレベーター不設置は、憲法違反とする日弁連の回答に関する
公開質問状および要望**

日頃より、障害者福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。

さて、2019 年 1 月 8 日に当実行委員会が、日本弁護士連合会に対し、名古屋城天守閣にエレベーターの設置を求める人権救済申立を行いました。

その結果、2022 年 10 月 24 日、日本弁護士連合会より名古屋市に対し、「再建する名古屋城天守閣にあえてエレベーターを設置しないということは、障がいのある人が平等に公共施設を利用し、天守閣を観覧したり、天守閣から城下の眺望を享受したりすることにおいて差別されない権利・利益を侵害」しており、日本国憲法をはじめ、障害者の権利条約、障害者差別解消法等多くの法律違反に該当することが明確に指摘されました。

この指摘を受け、名古屋市は至急、名古屋城木造天守復元事業を大幅に見直し、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 18 条第 2 項第 5 号の要件を満たす最上階までのエレベーターを設置するよう要望すると共に、下記の質問にご回答ください。

記

1. 10 月 24 日に付けで日本弁護士連合会から、名古屋市へ提出された要望書について、現行の名古屋城木造天守復元事業におけるエレベーター不設置は、憲法第 13 条及び第 14 条第 1 項並びに障害者の権利に関する条約第 5 条第 1 項及び第 2 項、さらに、憲法第 13 条及び第 14 条第 1 項の趣旨を具現化した障害者基本法や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等に違反すると指摘をされたが、名古屋市の見解はいかがか。また、日弁連の指摘を受け、本事業を大幅に見直し、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 18 条第 2 項第 5 号の要件を満たす最上階までのエレベーター設置が必要ではないのか。

2. 名古屋城天守閣にエレベーターの設置を求める人権救済申立事件調査報告書（2022 年

10月19日、日本弁護士連合会人権擁護委員会、以下、報告書）では、名古屋市が行っている名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募については、「何かエレベーターに代わるバリアフリー対策がでてくるのではないかという客観的な根拠のない漠然とした想定を前提に、エレベーター設置の要望を抑えることは、人権救済制度の趣旨に照らして不適切」としており、本公募の在り方に大きな問題があることを指摘している。また最低要求水準では、「少なくとも天守1階に昇降できること」としており、それ以上、上がれなくてもよいと捉えられる審査基準に大きな問題がある。そのため、本公募自体を中止すべきと考えるが、名古屋市の考えはいかがか。

3. 報告書では、「確かに、史実に忠実な建物を復元するという目的自体は歴史的建造物に接する市民にとって有益である。しかし、歴史的建造物の復元であっても、現代の社会的要請であるバリアフリーの要請や消防法等の安全規制の適用は免れず、文字どおり史実に忠実に建築することはそもそも不可能である。すなわち、再建される天守閣が、公衆に開放され、不特定多数の来訪者による利用を予定する公共施設である以上、利用者の生命身体及び財産の安全確保の必要も生じている。そのため、再建する名古屋城については、消防法や建築基準法に基づく消火器・スプリンクラーの設置、耐震耐火構造規制、避難経路規制等、様々な法律上の規制を免れられず、そうである以上、建立当時の建物を文字通りそのまま忠実に再現することはそもそも不可能なのであるから、あくまでも上記のような制約の範囲内において可能な限り史実に忠実な再現を目指す他はない」としており、名古屋市が目指す「史実に忠実な復元」とは、あくまでも、現行法および時代の要請の範囲において、限定的に可能であって、一部の人が利用できない公共建築物は違法としているが、名古屋市のお考えはいかがか。

4. 今回、日本弁護士連合会から提出された要望書および、報告書について、名古屋市はどのように検討されたのか、また検討予定なのか、市政にどのように反映されるのか、お聞かせ願いたい。

※上記質問について、11月7日月曜日までに文書にてご回答ください。

回答および問い合わせ先

名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会事務局

〒466-0037

名古屋市昭和区恵方町2-15

AJU車いすセンター 気付

TEL：052-851-5240 FAX：052-851-5241

naoya.tsuji@aju-cil.com（担当：辻、水野）

以上

2022 年 12 月 7 日

名古屋市長
河村たかし 様

愛知障害フォーラム (ADF)
(愛知県身体障害者福祉団体連合会 会長)

代表 加賀時男
名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会
共同代表 斎藤縣三
小川直人

名古屋城木造天守昇降技術および市長発言の撤回要求と抗議

日頃より、障害者福祉にご尽力いただけるとありがとうございます。

2022 年 12 月 5 日、名古屋市会経済水道委員会および市長定例記者会見において、名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募結果と、昇降技術の設置は、1 階もしくは 2 階までとし、3 階以上は設置しないという方針が発表されました。

名古屋市が示した昇降技術では、ストレッチャー型車いす等、一部の車いすは利用不可能であることは明白です。さらに、同日開催された市長定例記者会見では、「昇降技術の設置は、1 階もしくは 2 階までとし、3 階以上は設置しない、これが合理的配慮」などと発言し、史実に忠実に再現するためには、一部の人を排除しても構わないという旨の発言を行いました。

このことは、多くの障害者に対する人権侵害であり、エレベーター設置を求める意見を踏みにじる内容で到底承服できるものではありません。

また、2022 年 10 月 24 日に日本弁護士連合会が名古屋市長あてに提出された要望書にも「再建する名古屋城天守閣にあえてエレベーターを設置しないということは、障がいのある人が平等に公共施設を利用し、天守閣を観覧したり、天守閣から城下の眺望を享受したりすることにおいて差別されない権利・利益を侵害しており、現にエレベーターを利用して天守閣に昇降することが保障されていた障がいのある人を合理的な理由なく差別することになるから、憲法第 13 条及び第 14 条第 1 項並びに障害者権利条約第 5 条第 1 項及び第 2 項によって保障されている人権を侵害していると言っていることができる。さらに、憲法第 13 条及び第 14 条第 1 項の趣旨を具現化した障害者差別解消法第 7 条第 1 項及び名古屋市差別解消条例第 8 条第 7 号によって禁止されている障がい者への不当な差別的取扱いに該当する。」と指摘しています。

上記のことから、今回の昇降技術設置方針および市長発言の撤回要求と抗議を行うと共に、公開の場でいねいな説明を求めます。

回答および問い合わせ先

名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会事務局

〒466-0037 名古屋市昭和区恵方町 2-15 A J U 車いすセンター 気付

TEL : 052-851-5240 FAX : 052-851-5241 naoya.tsuji@aju-cil.com (担当 : 辻、水野)

2023 年 6 月 13 日

名古屋市長
河村たかし 様

名古屋城木造天守にエレベーター設置を
実現する実行委員会
共同代表 齊藤縣三
小川直人

名古屋城バリアフリー市民討論会における重大な人権侵害の原因究明 及び再発防止策検討のための第 3 者検証委員会設置の申し入れ

6 月 3 日名古屋市主催の名古屋城バリアフリー市民討論会が開催されました。その中で、私たちの仲間である車いす使用の男性が発言したところ、他の参加者から、障害者への差別用語を発し、「平等とわがままと一緒にするな。」「お前が我慢せい」など、バリアフリーとは、関係ない発言をあげせました。

しかも、名古屋市担当職員をはじめ、河村市長もいたにもかかわらず、誰も発言を止めることはなく、討論会閉会のあいさつで、河村市長は、「熱いトークがあって、たいへんよかった」等、障害者差別が目前で起きたことを無視しました。

さらに、名古屋城総合事務所「3 月 20 日には、名古屋城昇降機は『上からの指示』で 1 階以上に設置しないと決まっていた」と市議団に説明したことが明らかになりました。このことが事実であれば、市民討論会は結論ありきのアリバイ作りのためのものであり、名古屋市が、参加した障害者の人権を意図的に踏みにじるという、重大な人権侵害事件で卑劣であり絶対に許されない行為です。また、12 日の特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議では、「『木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針』は現時点でも有効で、『1 階まで昇降機と決定した』は事実と異なる」とし、いったい何が事実なのか、混乱を生んでいます。つきましては、下記を申し入れます。

記

1. もし「3月20日には、名古屋城昇降機は『上からの指示』で1階以上に設置しないと決まっていた」とするならば、障害者をはじめ、市民や議会さえもあざむく重大な問題である。さらに12日の特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議では、「事実と異なる」とした。市議団への説明との乖離がなぜおきたのか説明いただきたい。
2. 障害者当事者および弁護士を含めた第3者検証委員会を設置し、市民討論会の参加者および関係者全員にヒアリング調査し、原因究明および報告、具体的な再発防止策の検討および実施すること。
3. 市民を分断し、差別を助長する名古屋城木造天守復元事業を即時中止すること。
4. 2018年5月30日に定めた『木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針』では、「5. 基本方針 現状よりも天守閣のすばらしさや眺望を楽しめることを保証する。」としているが、どのように保証するのか、具体的にお示しいただきたい。

以上

※なお、回答については、aju_kurumaisu@aju-cil.com あてにメールでお送りください。

(担当：辻、水野、佐々木)

2. バリアフリー対応

昇降技術公募とその結果

○昇降技術の公募の概要

募集する技術

史実に基づく復元にあたり、柱や梁を傷めることのない昇降技術を募集

公募への高齢者、障害者等の参画

高齢者、障害者等からの意見を踏まえ、昇降技術を選定

・公募の結果

最優秀者	株式会社MHIエアロスペースプロダクション
提案技術	フェリー等の船舶内及び航空機搭乗機材への導入実績のある技術をベースに開発する垂直昇降設備

11

2. バリアフリー対応

最優秀者の技術

○最優秀者の実績

・船舶内で実績のある昇降設備



・航空機搭乗機材

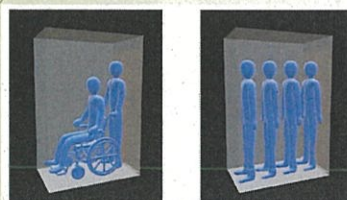


12

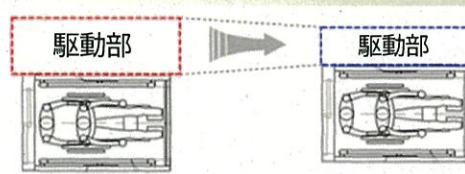
2. バリアフリー対応 最優秀者の技術

○最優秀者の提案技術の概要

- ・ 定員4名または車いす利用者1名と介助者1名が搭乗可能
- ・ 木造の柱・梁を取り除かずに設置できるよう小型化
- ・ 取り外すことで、史実に忠実な状態に戻すことが可能



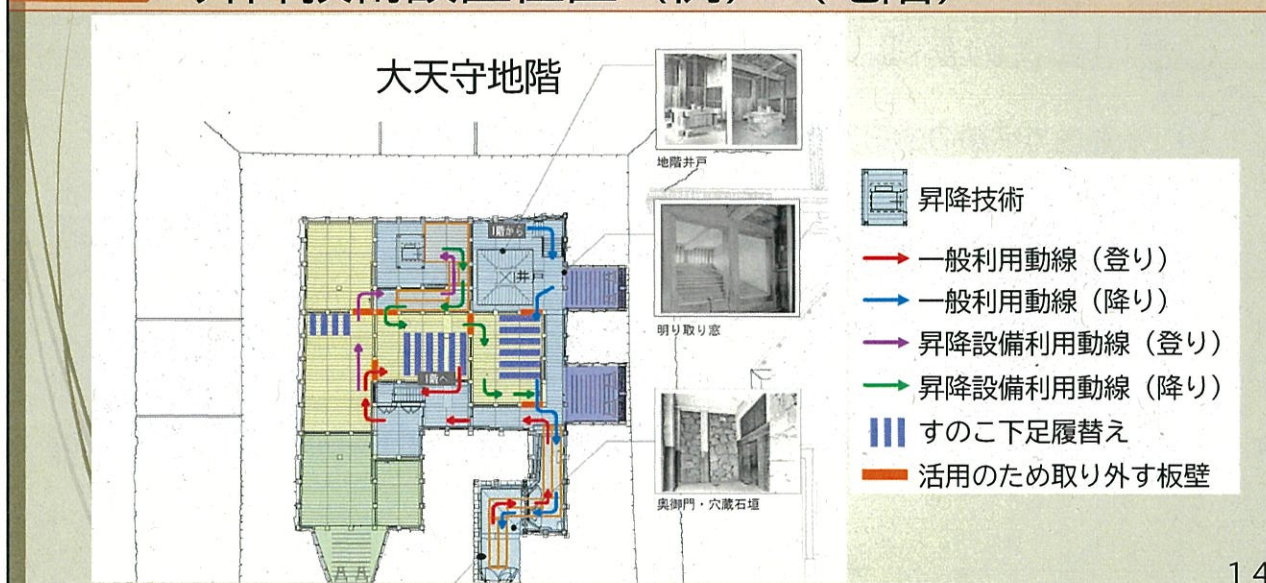
搭乗イメージ



小型化のイメージ

13

2. バリアフリー対応 昇降技術設置位置（例）（地階）



14

2. バリアフリー対応

昇降技術設置のイメージ

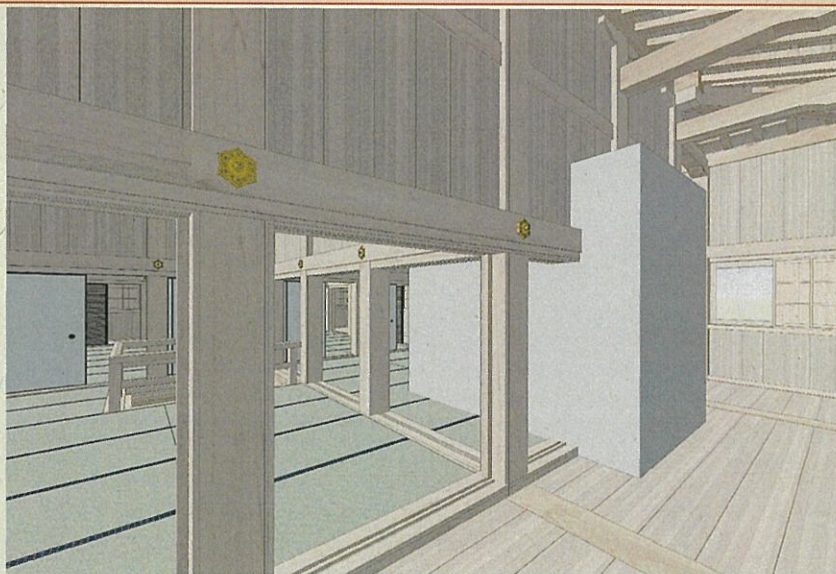


昇降技術 あり

17

2. バリアフリー対応

昇降技術設置のイメージ



18

3. 市民アンケートの結果概要

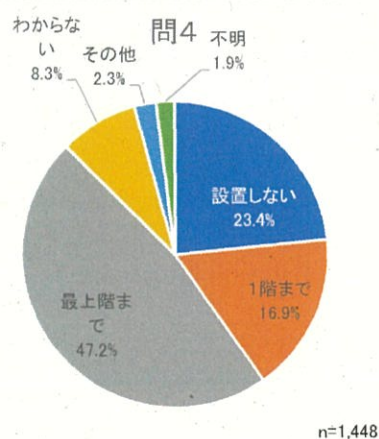
- (1) 調査対象
18歳以上の名古屋市に居住する5,000人（外国人含む）
- (2) 抽出方法
住民基本台帳から層化無作為抽出（各区の人口に応じて比例配分して抽出）
- (3) 調査時期
令和5年4月19日（水）～5月8日（月）
- (4) 配布・回収数

区分	標本配布数	標本回収数	標本回収率
件数	5,000人	1,448人	29.0%

19

3. 市民アンケートの結果概要

公募の最優秀者の昇降技術の設置についての問いに対する回答（単純集計）



	件数	%
設置しない	339	23.4
1階まで	244	16.9
最上階まで	684	47.2
わからない	120	8.3
その他	33	2.3
不明	28	1.9
合計	1,448	100.0

20

2023 年 8 月 30 日

名古屋市長
河村たかし殿

特定非営利活動法人わっぱの会

理事長 斎藤縣三

名古屋市北区田幡 1-11-31

TEL 052-916-3664

6 月 3 日に開かれた名古屋城バリアフリー市民討論会において飛び出した差別発言、しかもそれを容認した市長や放置した当局の責任は大きく、そこに焦点が当てられて名古屋城木造天守のバリアフリー問題は脇に追いやられている感があります。市民討論会における障害者差別問題はこの名古屋城バリアフリー問題があるからこそ出た問題なのです。

8 月 30 日から始まる検証委員会の結論を待つまで名古屋城バリアフリー問題について市当局として発言しづらい状況は理解しますが、これを機にバリアフリー問題とは何であったのか改めて整理したいと思います。事実関係の確認が中心となるので、誠実にお答えください。

要望書（名古屋城）

- 1 そもそも名古屋城総合事務所の中にバリアフリー担当主幹はどういう経緯で設置され、どういう役割を担っていると認識しているのでしょうか。

回答

2018 年、市長のいう史実に忠実な復元をふまえてバリアフリーのための新技術をすすめるために設置された。いっぴの技術面の知識が求められた。

- 2 初代、2 代目の主幹は障害者団体に対してできる限りの説明をすべく、頻繁に接触を持ってこられましたが、その姿勢については今も変わっていませんか。

回答

初代、2 代目の主幹がバリアフリーを進めるための新技術導入に向けて、頻繁に障害者団体（当実行委と除けば名古屋市障害部局が事務局をつとめる障害者団体連絡会 11 団体に限る）への説明を直接行ってきている。3 代目の主幹としてもその方向は変わらない。

ただ、今回の市民アンケートや市民討論会の実施については自分が着任した時には既に決まっていたことである。この実施開催については国際コンペの最優秀者が発表されたあと、市民から直接、市長や副市長に昇降機をつけるなという声が多数寄せられたため急遽行うこととなったと聞いている。その数はそれ程多くはない。

- 3 昨年も指摘しましたが、名古屋市障害担当部局が決めた障害者団体連絡会（11 団体）はすでに高齢化して活動力が落ちている団体も多く、広く障害者の声を聞くにはもっと他

の団体や障害者の声を聞く必要があります。その点について検討していただいたでしょうか。

回答

名古屋城総合事務所としては障害担当部局から紹介されて行っている。その他の障害者団体への説明は検討していない。11 団体だけではダメであるとの指摘は理解するが、当面このまま進めていく。

- 4 市長が言うバリアフリー実現のための新技術を求めて国際コンペをやり、その最優秀者選考に選ばれた技術でもって名古屋城バリアフリーを実現するという方針であったことは、少なくとも昨年の選考時においてまでは間違いありませんか。

回答

昨年の選考時の方向はそれで間違いはない。1 階だけでなく最上階までの設置について検討する方向であった。

- 5 今回の差別問題の根っこにはエレベーター排除を求める河村市長の姿勢が大きく影響しています。梁や柱をそのままにした上でバリアフリーを求める姿勢として、最優秀者として小型エレベーターが選ばれたと思います。各階毎の移動として 5 階までこのエレベーターを設置することは技術的には可能であると以前は担当主幹からお聞きしております。その点は間違いありませんか。

回答

技術的な可能性があるとは認識しているが具体的な課題については今後技術的な検討をしなければと思っていた。

- 6 混乱の中、名古屋城関連の来年度予算の策定にはいろいろな問題があると思います。現段階で来年度予算として考えておられるものはどのようなものがあるでしょうか。わかる範囲で教えて下さい。

回答

本年度予算については必要なものは手立てをしていくが、木造復元について来年度何が出来るかは全く決まっていないので、今後確定していくことになる。名古屋城跡全体のバリアフリー見直しは今年度予算で行うので、今後皆さんとも相談して進めていきたい。

- 7 当会の姿勢としては、今回の最優秀者の小型エレベーターのようなものしか出てこないであろうことは、国際コンペの前から予想されていました。しかし、これでは限られた車椅子の移動しかできないものであり、バリアフリーの実現からは程遠いものでしかありません。引き続きバリアフリー実現に向けた要望を強く主張していきます。その点はいかがでしょう。

回答

今回の最優秀者の技術ではバリアフリーになっていないとのこと指摘は承知している。今後とも充分意見をうかがっていききたい。

以上

名古屋市政クラブ 様

名古屋城木造復元についての記者会見の趣旨

～障害者差別解消法第7条に抵触する可能性を正しく報道してください～

本日は記者会見にお越しいただきありがとうございます。

6月3日の市民討論会での差別発言以降、名古屋城についての各種報道は、「木造復元VS. バリアフリー化」の構図になっています。

本会は、複数の障害者団体などで行う「名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会」の皆さんがエレベーター設置を求めているにも拘わらず、名古屋市は小型昇降機の導入を検討、更に最上階まで昇降機で乗降できるかどうかは今後検討されるとのことに大きな疑問を感じます。

障害者差別解消法第7条では、行政機関等における障害を理由とする差別の禁止として、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」「2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」とあります。

名古屋市の姿勢は、上記第7条の差別の禁止、合理的配慮の提供の双方が守られていません。第12条には事業者への（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）はありますが、行政機関等への条文はありません。そもそも、行政機関が第7条を順守しないことを想定していないためです。

さらに、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましく、他の実現可能な措置を検討・提案する必要があります。しかし、新築復元のため、エレベーター設置方法は複数あり、過度な負担には当たりません。

加えて、2016年に熊本地震があり、熊本城を再建するにあたり、障害当事者の意見を聞きながら協議を重ね、3台のエレベーターを設置しました。国連障害者権利条約を批准した我が国では当然の対応です。

以上から、まずは現計画が「障害者差別解消法第7条に抵触する可能性が高い。」ことを正しく報道してください。木造復元とエレベーター設置の両立を報道頂くと対立の構図のみが目立ち、現状の課題がクローズアップされないことが残念です。

対立ではなく調和により、木造復元とエレベーター設置とが両立し、事業が進むことを願っています。

障害者の自立と政治参加をすすめるネットワーク

代表代行 村上 博(熊本市議会議員)

事務局長 古庄和秀(大牟田市議会副議長)

事務局次長 市川おさと(足立区議会議員)

2023年8月21日

名古屋市会議長
成田 たかゆき 様

障害者の自立と政治参加をすすめるネットフォーラム
代表 熊本市議会議員 村上 悠三



誰ひとり取り残さない、世界に誇れる、名古屋城天守閣整備のために連帯を込めた声援書

全国に障害のある議員は、50名ほどいると言われています。当団体は、5名の国会議員を含む30名が所属する障害当事者議員の集まりです。

7月25日の名古屋城の視察ではお世話になりました。名古屋城の偉大さとバリアフリーの問題を改めて実感しました。

同日、記者会見でも申し上げた通り、当団体としては、名古屋城天守閣整備について「史実に忠実な復元」と「バリアフリー化」を対立としてではなく、対話をもって議論を進めたいと考えています。

本日は成田議長はじめ各会派の方との面会の場を設けて頂き、心より感謝申し上げます。せっかく、世界一の木造建築を再建し、国内に限らず世界中からの多くの訪問者が訪れることを期待されるのに、一部の方は上層階へ行けないということは、世界で主流となっているユニバーサルな考えに逆行したものになってしまいます。

これは、障害者差別解消法の合理的配慮の不提供に当たる恐れがあるばかりか、直接差別にも抵触しかねません。

また、高齢化する我が国に続き、世界中でも高齢化が進んでいくことから、今後ユニバーサルな意識は世界中でさらに高まっていくと考えられます。さらに、ビヨンド・コロナへ移行し、インバウンド需要が見込めるなか、「世界一の木造復元された、車いすユーザ等一部の方が入場できない名古屋城」に世界中が落胆することを大きく危惧しています。

河村たかし名古屋市長が行ってきたユニバーサルとは対照的な行動の結果が、6月3日の差別発言を招いたと言っても過言ではありません。そのような考えを改めなければ差別や分断は、増すばかりではないでしょうか。

市長独自のバリアフリーを貫き、一部の人が行けない排他的な建造物を造ってしまったら、世界を代表する差別の象徴となってしまうかねません。

防火や電気、給排水、空調など現代に即した整備をするのに、なぜバリアフリーのみ柔軟に対応しないのか疑問です。文化庁が発行された「文化財の活用のためのバリアフリー化事例集」もあり、焼失前の首里城も車いすで移動できました。また、文化庁の「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」でも「総合的に判断」と記載されています。

我々も、議員の集団ですので二代表制の元、市長を正すことができるは、名古屋市会議員の皆様であることを承知しております。議会でも、活発に議論してくださっている議員が多くいることも頼もしく感じています。当団体も、名古屋市会議員の皆様に応援しています。

名古屋城は名古屋市のシンボルでもあり、我が国のシンボルでもあります。さらには、今後100年先を見据えた人類にとって親しまれる名古屋城となることを望んでいます。

そのためにも、名古屋市会で多くの方の理解が得られる方向へ導いて頂けるよう要望するとともに、各級議員の立場として心を込めて連帯の意を表します。